

脱炭素等都市開発推進事業制度要綱

令和 7 年 4 月 1 日 国都融第 2 2 号

国土交通省 都市局長通知

第 1 条 目的

この要綱は、都市の脱炭素化又は暑熱対策の推進に資する民間都市開発事業者等が取り組む先進的な取組等の実証実験に対して支援することで、当該取組等のまちづくりにおける効果を実証し、都市への実装及び普及の促進を図ることを目的とする。

第 2 条 定義

この要綱において、脱炭素等都市開発推進事業（以下「補助事業」という。）とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

- 一 都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業（以下「脱炭素事業」という。）
- 二 都市の暑熱対策に資する先進的な取組の実証事業（以下「クールダウン事業」という。）

第 3 条 事業主体

補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は次に掲げるとおりとする。

- 一 脱炭素事業にあつては、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「法」という。）第 65 条第 1 項の認定整備事業者（同法第 63 条第 3 項の脱炭素都市再生整備事業に係る民間都市再生整備事業計画の認定を受けた者に限る。）であつて、当該認定整備事業の区域内において補助事業を行おうとする者
- 二 クールダウン事業にあつては、民間団体又は特殊会社（複数の民間団体又は特殊会社により組成するものも含む）であつて、法第 2 条第 3 項の都市再生緊急整備地域（同条第 5 項の特定都市再生緊急整備地域を含む）又は同法第 46 条第 1 項の都市再生整備計画の区域内において補助事業を行おうとする者

第 4 条 実証計画の策定等

- 1 脱炭素事業又はクールダウン事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、それぞれ次に掲げる事項を記載した実証計画を策定し、国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出するものとする。
 - 一 脱炭素事業
 - （1） 事業名称
 - （2） 補助事業者が施行する脱炭素都市再生整備事業の名称
 - （3） 実施区域
 - （4） 実証する仮説
 - （5） 効果目標（実証対象エリア全体における CO2 排出量削減に関する効果目標を含むこと）
 - （6） 実証実験及び効果検証の手法

- (7) 実証成果の周知手法
- (8) その他必要な事項

二 クールダウン事業

- (1) 事業名称
- (2) 実施区域
- (3) 実施区域が含まれる都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）又は都市再生整備計画の区域の名称
- (4) 実証する仮説
- (5) 効果目標
- (6) 実証実験及び効果検証の手法
- (7) 実証成果の周知手法
- (8) その他必要な事項

2 大臣は、前項の規定に基づく計画の提出を受けた場合で、次条に掲げる条件を満たし、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、受理するものとする。

3 前2項の規定は、計画を変更する場合に準用する。

第5条 国の補助

国は、次の各号に掲げる条件を満たし、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者が行う事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、その一部を補助することができる。

一 脱炭素事業

- (1) 実証する取組等について、都市の脱炭素化について高い新規性や創意工夫が認められること。
- (2) 実証する取組等が都市の良好な環境形成に寄与するものであると認められること。
- (3) 経済産業省又は環境省において技術開発に対する補助事業がある技術に関する実証事業ではないこと。
- (4) 仮説の設定、実証地の選定、実証実験及び効果検証の手法が適切であり、取組の有効性を十分実証できると認められる実証計画を策定すること。

二 クールダウン事業

- (1) 実証する取組等について、都市の暑熱対策について高い新規性や創意工夫が認められること。
- (2) 実証する取組等が都市の良好な環境形成に寄与するものであると認められること。
- (3) 仮説の設定、実証地の選定、実証実験及び効果検証の手法が適切であり、取組の有効性を十分実証できると認められる実証計画を策定すること。

第6条 監督等

大臣は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第7条 成果報告書等

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その成果を取りまとめた成果報告書を速やかに大臣に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その成果を広く公表し周知するものとする。

第8条 運用

補助事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める脱炭素等都市開発推進事業費補助金交付要綱及び国土交通省都市局長の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。